

報道関係者 各位



ポジティブ・アクションを推進しています

ポジティブ・アクション  
シンボルマーク「きらら」

平成27年11月26日

【照会先】

青森労働局雇用均等室

室長 佐藤 央子  
地方機会均等指導官 高須賀 左知青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎  
(直通電話) 017-734-4211

## 「女性活躍推進法説明会」を開催します ～平成28年4月1日施行～

青森労働局（局長 ともふじ 友藤 としあき 智朗）では、女性活躍推進法（※）の説明等を内容とする事業主、人事労務担当者等を対象とした標記説明会を県内3会場で開催します。

### 女性活躍推進法説明会

#### 1 日程

- 【青森会場】平成27年12月9日（水） 13:30～16:00 ラ・プラス青い森  
【弘前会場】平成27年12月15日（火） 13:30～15:30 弘前商工会議所会館  
【八戸会場】平成27年12月17日（木） 13:30～15:30 ユートリー

#### 2 内容

- 事例発表（株式会社青森ダイハツモーターズ：平成27年度「均等・両立推進企業表彰」青森労働局長奨励賞受賞企業（※青森会場のみ））
- 女性活躍推進法について
- 女性活躍加速化助成金について
- マタニティハラスメントの防止について
- 改正労働者派遣法について

#### 3 申込・問合せ先 青森労働局雇用均等室

※ **女性活躍推進法**：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**」が制定されました。この法律に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、**平成28年4月1日**までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表**などを行う必要があります。

#### 【添付資料】

- （別添1）女性活躍推進法説明会の御案内
- （別添2）女性活躍推進法が成立しました！

# 女性活躍推進法が成立！

## 女性活躍推進法説明会の御案内

参加費  
無料！

女性の職業生活における活躍を推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月1日から施行されます。

新法の説明、マタニティハラスメントの防止などを内容とする説明会を開催いたします。ぜひご参加下さい！



### ◇ 日時及び会場

	青森会場	弘前会場	八戸会場
日時	12月9日(水) 13:30~16:00	12月15日(火) 13:30~15:30	12月17日(木) 13:30~15:30
会場	ラ・プラス青い森 カメラア 青森市中央1-11-18	弘前商工会議所会館 大ホール 弘前市上鞆師町18-1	ユートリー 大ホールA 八戸市一番町1-9-22
定員	120名	130名	280名

※ 各会場とも、定員に達した時点で締め切ります。

※ 駐車場の台数に限りがあるため、なるべく公共の交通機関をご利用下さい。

◇ 主催 青森労働局 青森県 ◇ 後援 青森県労働協会

- ◇ 内容
- (1) 事例発表(※青森会場のみ)
  - (2) 女性活躍推進法について
  - (3) 女性活躍加速化助成金について
  - (4) マタニティハラスメントの防止について
  - (5) 改正労働者派遣法について

※ セミナー終了後に相談コーナーを設けますので、お気軽にご相談ください。

◇ 対象者 事業主、労働者、その他一般(どなたでもご参加いただけます)

◇ 申込・問合せ先

青森労働局雇用均等室までFAX (017-777-7696)でお申込み下さい。

(郵送の場合) 〒030-8588 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 TEL 017-734-4211



### 「女性活躍推進法説明会」参加申込書

参加会場	<input type="checkbox"/> 青森 <input type="checkbox"/> 弘前 <input type="checkbox"/> 八戸 (参加希望会場に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付けてください)
事業所名 電話番号	
参加者 役職氏名	

※ FAX送信票は不要です。参加申込書のみお送りください。

※記載いただいた個人情報、主催者からの事務連絡の必要がある場合にのみ用います。



# 女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

## <ステップ1>

**自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)**

次の女性の活躍状況(①~④)については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

**①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率**

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

## <ステップ2>

**行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください**

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) 行動計画の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

## <ステップ3>

**自社の女性の活躍に関する情報を公表してください**

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) ①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 公表項目はの中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ

#### 今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15